

## 第9回小美玉市自治基本条例策定委員会会議録

日時 平成19年6月18日(月)午後1時30分～午後4時00分

場所 美野里公民館 研修室

出席者 飯島委員長、片田副委員長、笹目委員、貝塚委員、藤枝委員、緑川委員、菊地委員、  
春田委員、滑川委員、高木委員、百地委員、中野委員

欠席者 山西委員、高野委員、久保田委員、沼田委員、長島委員、大越委員、石田委員

### 1. 前回の確認について

#### 【第8回会議内容及び会議録等について確認】

- ・事務局より、前回の素案及び第8回策定委員会会議録の確認

第8条のなかで「市議会は市の議決機関」とあるが、第3条で「市」は市長、副市長、教育長及び市職員など人物を指しているの、第8条では市長や副市長の議決機関と捉えてしまわないか。

第8条の「市」及び、第3条の市の定義をどうするか、次回までに内容の検討修正を行うこととした。

広報等で中間答申の報告やパブリックコメントの実施をお知らせしているが、市民から何か意見や問い合わせはあったか。

6月11日からパブリックコメントを実施し、各市所に閲覧しに来た方や、コピーを持って帰る方はいるが、まだ意見はよせられていない状況である。また7月から8月にかけて行う行政懇談会でも意見をだせるようにしたいと考えている。

### 2. 最終素案の検討

#### 【表現方法(ですます調・である調)の決定】

・「である調」の方が古い形、「ですます調」の方が新しい形という感じは受けると思う。表現については茨城県で初ということもあるので、分かりやすい表現の方がよい。

・イメージとして、「である調」だと『～しなければならない』という表現が多い。「ですます調」だと『～します』と断定的に聞こえるので、どう理解されるかという所で決まるのでは。

ですます調の方がやさしく聞こえる。

・市において一番重要な条例であるので、である調の方がよい。

多くの意見が出たが、中間答申を「である調」で提出したことや、県の条例や国の法律など一般的な条例は「である調」であることなどから小美玉市自治基本条例の表現方法は「である調」に決定した。

### 【条文に掲載されていない項目の検討】

#### 『百里基地』

・現在、基地周辺協議会と小美玉市が騒音問題を始めとしたいいくつかの協定を結ぶべく話し合いを進めていて、具体的な内容を記した条文的なものを作っていくと思われる。

市は周辺住民と共に百里基地、防衛施設庁との話し合いを行っているので、百里基地に関する事項は条文化しないことにした。

また、茨城空港の観点から条文に載せるべきか今後の検討事項とし、事務局で条文にできるような参考文献があれば提示するとした。

#### 『行財政改革』

・第 14 条など、条文の中に行財政改革を補完するものは入っているので、行財政改革として特別に条文化しないこととした。

#### 『子ども』

・子供の健全育成は市民が積極的に行わなくてはならないことから、第 6 条「市民の責務」第 3 項に追加し、現在の条例素案の第 6 条第 3 項を第 4 項に変更するとした。

## 3．地区懇談会の説明

・懇談会は、市長公室秘書広聴課広報広聴係が担当し、小学校区を単位として市が実施する事業等の説明や行政区からの要望・意見を伺う事業。

その一部として自治基本条例に対しての説明やご意見を伺うので、持ち時間が 10 分程度と少ないため、会場で意見提出用紙を配り、後日意見等を提出していただこうと考えている。

## 4．次回策定委員会の開催について

次回策定委員会は 7 月 23 日（月）午後 1 時半開始、玉里地区にて実施。

次回はパブリックコメントで寄せられた意見の検討及び市民憲章等の検討を行うこととした。

## 5．その他

・市民憲章について、自治基本条例を作る中で委員の皆さんからでた意見を取り入れ、市民憲章案を作成した。今回の案はたたき台としてご検討いただき、作成手法等について次回策定委員会にて詳しく話し合うこととした。